中部大学後援会個人情報管理規則

（目的）

第１条　この規則は、中部大学後援会個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）に基づき、中部大学後援会（以下「この団体」という。）の保有する個人情報の適切な管理と取扱いについて、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則における個人情報とは、保護規程第２条に規定するものをいう。

２　この規則における事務局とは、この団体の事務局を言う。

（管理体制）

第３条　この規則における個人情報の管理に関しては、保護規程第３条及び第６条の定めによるものとする。

２　保護規程第３条第３項における事務局責任者は、個人情報総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）が任命し、その任にあたる。

（職員の責務）

第４条　事務局職員（以下「職員」という。）は、関連する法令及び規則の定め並びに総括管理責任者、事務局責任者の指示に従い、保有する個人情報を取り扱わなければならない。

（取扱い権限）

第５条　事務局責任者は、この団体が保有する個人情報を取り扱う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の職員に限るものとする。

２　職員は、取り扱う権限を有する者であっても、業務上の目的以外で保有する個人情報を取り扱ってはならない。

（事務局責任者の指示）

第６条　職員は、業務上の目的で保有する個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、事務局責任者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有する個人情報の複製、送信、記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(2) 保有する個人情報の訂正

(3) 保有する個人情報が記録されている媒体の保管

(4) 保有する個人情報又は保有する個人情報が記録されている媒体の破棄

(5) その他保有する個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（開示）

第７条　この団体が保有する個人情報について、開示請求があった場合は、第２項に定めるところにより受け付ける。

２　この団体が保有する個人情報の開示請求を受け付けるときは、開示請求者に指定の個人情報開示請求書の提出を求める。個人情報開示請求書の様式については別に定める。

（訂正及び利用の停止）

第８条　この団体は、保有する個人情報について当該個人情報によって特定される会員から訂正、削除または利用の停止を求められた場合は、訂正等を求めた会員が該当個人情報に該当する本人であることを合理的かつ適切な方法で確認した後、合理的と認められる範囲内で停滞なく処理を行う。

（苦情の受付、処理）

第９条　事務局責任者は、保有する個人情報又はその取り扱いについて、当該個人情報によって特定される会員（家族又は遺族を含む）から苦情を受けた場合、会員の氏名、住所（苦情を申し立てた者がこの団体の会員である場合は、学科、年次等を含む）を確認し、適切な処置を行うものとする。

２　事務局責任者が、自らの裁量で適切な処置が困難と判断した場合は、直ちに総括管理責任者に報告、その指示に従って処置を行う。

３　事務局責任者は、事務局が受け付けた苦情及び保護規程第１１条の規定により各種組織から報告があった苦情について、苦情の内容及びその処置について記録し、遅滞なく総括管理責任者に報告するものとする。

４　総括管理責任者は、苦情及び処置の内容を確認し、必要があれば規程及び関連する規則、手順の見直し、改訂を行う。

（記録）

第１０条　事務局責任者は、保有する以下の個人情報に関する台帳を整備し、当該個人情報の利用及び保管の取り扱い状況について記録するものとする。

（イ）会員又は関係組織から取得した個人情報

（ロ）個人情報の提供

（ハ）苦情、訂正及び利用停止の受付、処理

（個人情報の外部委託）

第１１条　個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合に、保護規程第９条の規定に従って締結する契約者は、総括管理責任者が決定するものとする。

２　個人情報を取り扱う事務局内での作業に、臨時作業者を使用する場合、作業者の選定、採用は、以下の点を確実にし、事務局責任者の責任において行うものとする。

⑴ 身元が明確であり、個人情報の保護に関し十分に信頼できると判断できるものであること

⑵ 以下について、誓約すること

（イ）作業に伴い取り扱う個人情報の機密保持及び保護

（ロ）作業に伴い取り扱う個人情報のコピー、所定作業場所以外への持ち出しを行なわないこと

（ハ）故意又は過失に起因し個人情報の漏洩、紛失などの事故が発生した場合、その責めを負うこと

３　臨時作業者に個人情報を取り扱う作業を事務局内で行なわせる場合、事務局責任者は、当該作業者に接触させる個人情報を必要最小限のものにとどめること。

（本規則の改廃及び公表）

第１２条　この規則の制定、改廃は、役員会の承認を得て発効する。

２　この規則の改廃は、この団体のホームページにおいて公表する。

附　則

1.　この規則は、2026 年 11 月 1 日から施行する。